

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、全登録販売者が国民の健康維持・増進に貢献すること並びに登録販売者の全国組織化を目指して、登録販売者の地位保全、職域拡大、職能向上を図り、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本法人の目的を達するための政策提言
- (2) 登録販売者または登録販売者を目指す者への研修支援活動
- (3) 登録されている登録販売者の継続的教育
- (4) 医薬品に関する情報の提供事業
- (5) 登録販売者業務に関わる各種ガイドライン、指針等の作成
- (6) 登録販売者の社会貢献、地域での役割を強化するための支援
- (7) 広報活動
- (8) 登録販売者の新業務に関わる調査・研究
- (9) 本会に登録されている登録販売者のサポート・相談窓口事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯する又は関連する全事業

(基金の総額)

第4条 当法人の基金（代替基金を含む）の総額は、金500万円とする。

(公告の方法)

第5条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金返還の手続き)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

(社員たる資格の得喪に関する規定)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、3ヶ月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 死亡または解散
- (2) 除名

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をした時、または社員としての義務に違反した時は、一般社団及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名または住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

第12条 本法人社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

樋口 俊一

内藤 隆

川島光太郎

根津 孝一

小田 兵馬

堀 美智子

中込 和哉

江黒 純一

横田 敏

椎名 敏也

株式会社 日本リテイル研究所

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(召集)

第15条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

第16条 社員総会を招集するには、会日より5日前までに各社員に対してその通知を發するものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある時は、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員等

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名以上を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長代行として会長を補佐し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、当法人の理事会の定めによる業務を執行する。

(資格)

第24条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、理事会の決議により社員以外の者から選出することを妨げない。

(任期)

第25条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第27条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事から議事録署名人を指定して、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録複写を1カ月以内に各理事に送信する（電子的送信も含む）。

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 解 散

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 社員総会の決議
2. 法人の合併
3. 社員が1人になったとき
4. 法人の破産
5. 解散を命ずる判決

(合 併)

第38条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

第8章 清算

(清算方法)

第39条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、一般法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

第9章 附則

(法令の準拠)

第41条 この定款に規定の無い事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会 を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成19年9月19日

社員 樋口 俊一

社員 内藤 隆

社員 川島光太郎

社員 根津 孝一

社員 小田 兵馬

社員 堀 美智子

社員 横田 敏

社員 椎名 敏也

社員 株式会社 日本リテイル研究所

附則

令和3年3月23日、変更

本定款に相違ありません。

令和3年3月23日

一般社団法人日本医薬品登録販売者協会

代表理事 樋口 俊一